

船舶事故調査報告書

令和6年10月23日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（岸壁）
発生日時	令和5年6月27日 10時05分ごろ
発生場所	宮城県仙台塩釜港仙台区 仙台南防波堤灯台から真方位307° 1,780m付近 （概位 北緯38° 16.6′ 東経141° 07.8′）
事故の概要	油送船 ^{せいわ} 成和丸は、離岸作業中、岸壁に衝突した。
事故調査の経過	令和5年8月25日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	油送船 成和丸、149トン
船舶番号、船舶所有者等	134490、協和石油株式会社
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海） 機関長、四級（機関）
負傷者	なし
損傷	本船 左舷船首部外板に擦過傷 岸壁 防油壁に欠損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風力 1 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長ほか3人が乗り組み、係留岸壁に左舷着けした状態で積荷役を終え、船長は、機関長を機関室に、乗組員を船首部及び船尾部に、それぞれ1人ずつ配置して離岸作業を行うこととした。</p> <p>船長は、船橋において単独で離岸操船を開始し、乗組員に全ての係留索を解かせ、バウスラスターを使用して船首を右舷方向に振って岸壁から離れた後、左舵を取って機関制御盤の主機操縦ハンドル（以下「操縦ハンドル」という。）を前進側に操作し、船尾を岸壁から離して船体を岸壁と平行状態にしようとした。</p> <p>船長は、クラッチが前進に入らなかったため、機関室との船内電話があったが、直接、機関長に不具合の状況を伝えようと思い、左舵が取られた状態で操縦ハンドルを前進側にしたまま、一旦降橋した。</p> <p>本船は、船長が機関室に向かっていた際、機関長が、機関制御盤の操縦場所が機側になっていることに気付き、船橋に切り替えたところ、前進を開始し、船長が急いで船橋に戻り、操縦ハンドルを操作するなどしたものの、左舷船首部が岸壁に衝突した。</p> <p>本船は、ふだん、機関長が離岸作業の開始前に機関制御盤の操縦場所を機側から船橋に切り替えていたが、本事故当時、機関長が同操縦場所を、離岸作業の開始前に機側から船橋に切り替えておらず、船橋では主機の操縦ができない状態であった。また、船長は、船橋で同操</p>

	<p>縦場所の切替え状況を確認できたものの、事前に確認するのを忘れていた。</p>
分析	<p>本船は、離岸作業中、船長が、船首を岸壁から離れた後、機関制御盤の操縦場所が機側になっていることに気付かず、左舵を取った状態で、操縦ハンドルを前進側に操作したまま降橋し、また、機関長が、船長が降橋していることに気付かないまま同操縦場所を機側から船橋に切り替えたことから、前進を開始して左舷船首部が岸壁に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、離岸作業を開始する際、機関制御盤の操縦場所を確認しなかったことから、同操縦場所が機側になっていることに気付かなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が離岸作業中、船長が、船首を岸壁から離れた後、機関制御盤の操縦場所が機側になっていることに気付かず、左舵を取った状態で、操縦ハンドルを前進側に操作したまま降橋し、また、機関長が、船長が降橋していることに気付かないまま同操縦場所を機側から船橋に切り替えたため、前進を開始して左舷船首部が岸壁に衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、離岸作業を開始する際、機関制御盤の操縦場所が船橋になっていることを確認するとともに、操縦ハンドルを中立以外に操作したままの状態を船橋を無人にしないこと。 ・ 船長は、離岸作業中、主機が正常に操作できないなどの不具合を確認した場合、操船を中断して投錨するなど、自船の安全を確保してから、主機及び機器の状態を確認すること。 ・ 機関長は、離岸作業の開始前に機関制御盤の操縦場所を機側から船橋に切り替えておくこと。